民進党栃木県総支部連合会及び民進党・無所属クラブの2016 (平成28) 年度 中間期における政策推進及び9月補正予算等に関する要望書に対する回答

平成28年9月12日

今年度の財政状況は、年初来の円高進行等により県税収入が今後大きく下振れする懸念もあることから、現時点では、 当初予算に計上した一般財源の確保は不透明な状況である。

こうした中にあって、平成28年度9月補正予算については、御要望の趣旨を十分に踏まえ、国の経済対策に積極的に対応するとともに、強みを生かした産業の振興や健康で安心な暮らしの実現など、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成した。

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

口

答

1 ブランド力向上と発信力強化について

今年度、「とちぎ元気発信プラン」に「とちぎブランド」確立に向けた「とちぎブランド・デザイン」が位置付けられるとともに、新キャッチフレーズ「ベリー グッド ローカル とちぎ」による統一的な情報発信が始まり、総合政策課内には「とちぎブランド戦略室」が新設された。さらにオールとちぎによるブランド力の向上を図るべく、すでに「とちぎブランドカ向上会議」や同専門部会が設置され、「とちぎブランド取組方針」の年内の策定も見込まれている。当会派としても大きな期待を抱きながら、向上会議等での議論の行方を大いに注目している。

そこで、本県の魅力度等の評価が着実に上昇しつつある今、これから策定される「とちぎブランド取組方針」は2020年度までの5年間の中期的計画となることからも、オールとちぎによる効果をスタート時点から最大限に引き出すために、策定段階である今年度から、骨子にも掲げられている県民の気運醸成、民間事業者等との協働、市町ブランドとの連携等に関し、「とちぎブランド戦略室」を中心に、先行して積極的に実行・推進すること。

ブランド力向上について、本年度は、ブランディングの専門家等で構成する「とちぎブランド力向上会議」等において、「とちぎブランド取組方針」策定のための検討を行い、 実効性の高い取組を盛り込んでいくこととしている。

また、市町を含めた総合的な発信窓口となる"とちぎブランド"ポータルサイトを新たに設置し、県内外に発信するとともに、「とちぎの百様」等の活用により、県民の愛着と誇りを醸成していく。

今後とも、地方の良さの詰まった「とちぎ」が地方のモデルとなるべく、「ベリー グッド ローカル とちぎ」のコンセプトのもと、「とちぎブランド戦略室」を中心に、県民・企業・市町など多様な主体と協働しながらブランド力の向上に取り組んでいく。

2 私学就学支援の充実について

国の高等学校等就学支援金制度については2014年度より保護者年収における所得制限導入による見直しが行われる一方、本県では2015年度から私立高等学校等授業料減免補助金制度における保護者年収基準を350万円未満に拡充し、私学生徒家庭の経済的負担の軽減に努めてきた。

そうした中、他県では授業料減免基準の見直しに加え、入学金への助成など、支援の対象拡大も図られている。授業料減免と同様に入学金に対する支援の手法や基準は異なるものの、入学金への支援を制度化していないのは関東地方(一都六県)においては本県を含む3都県となっている。他県における取り組みを調査のうえ、本県においても一層の私学就学環境の充実を検討されたい。

私立高等学校に通う生徒を持つ世帯の経済的負担の軽減については、平成27年度に授業料減免制度の対象年収基準を引き上げたほか、本年度においても、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金の一部支給金額の引上げを行った。

入学金への助成については、栃木県育英会が、月額貸与奨 学金に加えて、入学一時金の貸与も行っているところであ り、入学時における経済的負担の軽減に努めている。

口

答

3 消費者行政の活性化について

昨年度策定された「栃木県消費者基本計画」は今年度から2020年度までの5か年を計画期間とし、県消費生活条例の基本理念である「消費者の権利の尊重」、「消費者の自立の支援」に基づき、消費者施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

相談員の研修参加率や消費者啓発事業年間参加者 数、消費生活リーダー養成講座修了者数等において 目標値を設定するなど新たに「評価指標」を掲げて おり、計画の着実な推進が期待される。

そこで、「消費生活相談体制の充実・強化」、「ライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進」、「消費生活における安全・安心の確保」といった基本方針の取り組みに際し、各消費者団体との一層の連携・強化を図るとともに、本年7月、「適格消費者団体」への認定を目指し設立された「とちぎ消費者リンク」の県内初認定に向け、必要な支援を図られたい。

4 指定廃棄物最終処分場問題について

指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地については、本県を含め候補予定地とされたそれぞれの地元住民からの激しい反対運動により、何れも放射性物質汚染対処特別措置法に基づく計画は暗礁に乗り上げている。その間、環境省は指定廃棄物の放射能濃度の再測定という新しい方針を示し、解決の糸口を模索している。

再測定の結果、8,000ベクレルを下回った指定廃棄物については、保管者や市町と協議の上指定を解除し、通常の廃棄物と同じ取り扱いで処分することができることとし、既に宮城県では再測定により8,000ベクレルを超えた指定廃棄物が大幅に減少したことが確認された。茨城県では指定廃棄物を一時保管する市町と県との協議を受け、環境省も現地保管継続・段階的処理へと方針を変更した。

千葉県においても、候補予定地となった千葉市 は、自ら保管する指定廃棄物の再測定値が基準値を 下回ったことで、指定廃棄物の指定解除の申し出を 行い、詳細調査の受入れを拒否する意向を繰り返し 表明している。

本県でも、県内160か所の一時保管場所のうち、約40か所を抽出して再測定を行い、塩谷町についても去る7月12日に実施済である。その結果

これまで、消費者月間等における啓発や、地域社会における消費者教育・啓発の担い手となる人材の育成など、消費者 団体等と連携した取組を進めてきた。

今後とも、消費者全体の利益擁護に資する適格消費者団体の認定を目指す団体に対し、情報提供などの支援に努めるとともに、若者から高齢者までライフステージに応じた啓発等において、各消費者団体等とより一層の連携を図りながら、栃木県消費者基本計画に基づく各種施策を積極的に推進していく。

国は、各県処理の基本方針を変更しないと明言しており、 本県の指定廃棄物については、現行の方針に沿って処理する ことが現実的な解決策であるため、国に対しては引き続き丁 寧な説明に努めるよう求めていく。

県としては、再測定自体が目的となるものではなく、再測 定により現状を把握した上で、一日も早く安全に処理するこ とが重要であると考えているため、今後の具体的な処理の道 筋について、国と十分に協議していく。

口

答

は9月にも公表される見通しであり、今後の処理方 針を示すとし、新しい局面の展開が予想される。

また、8月7日投開票の塩谷町長選挙では、現職町長の再選が決まったことで、塩谷町における最終処分場の白紙撤回を目指す方向性に変わりないことが確認された。さらに、塩谷町長選挙における与党推薦対立候補も同問題について、現職町長と同様の主張であったことを重ねれば、2016年度末を目途に改めて行われる特措法の施行・進捗状況の点検に当たり、この際本県としても特措法及び各県処理の方針見直しを国に働きかけられたい。

5 自然と調和した太陽光発電事業促進のための対策 について

本県は、全国に誇る豊かな日照時間を有すること から、再生可能エネルギーにおける太陽光発電の導 入が急激に進んでいるため、本県の土地利用におけ る規制・誘導に対する影響を回避することを目的と し、太陽光発電における導入のためのガイドライン 等を整備するよう、2016 (平成28) 年度県当 初予算要望において提案した。県では、森林法等の 個別法で適切に対応していくとのことであったが、 全国では山梨県において「太陽光発電施設の適正導 入ガイドライン」、高知県において「太陽光発電施 設の設置・運営等に関するガイドライン」が最近整 備されている。太陽光発電施設の設置・運営そのも のに関する法律等はないため、両県では、それぞれ のガイドラインにより、太陽光発電事業者が災害発 生のリスクや地域住民等への影響を適切に把握し、 その対策を講じるよう促すなど、太陽光発電事業が 地域と調和した事業となるよう、事業者に自主的な 取り組みを求めている。

また、栃木市では現在「栃木市自然環境等と再生 可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する 条例」の制定作業を進めている。

自然豊かな国立公園や県立自然公園を有し、県土の55%の森林面積を誇る本県において、自然保護・環境保全と太陽光発電事業との調和は不可欠である。したがって、太陽光発電事業に関するガイドラインを策定し、県内市町と連携して統一的な規制・誘導の方法等を早急に確立されたい。

国は、本年5月にいわゆるFIT法を改正(平成29年4月1日施行)し、設備の保守点検や撤去の遵守を義務付けるほか、違反時の改善命令・認定取消を可能とするなど、適切な事業実施を確保する仕組みを導入することとした。今後、地域との共生や設備の保守点検、事業終了後の設備の廃棄等についてのガイドラインを策定、公表することとしている。

県では、太陽光発電設備設置に伴う土地利用について、個別法令等に基づき対応しているが、新たに本年6月から、住民の安全確保に密接に関係する太陽光発電設備を対象に市町と協力して安全パトロールを実施し、問題のある設備については、国への情報提供を開始したところである。

県としては、今後国が策定するガイドラインを踏まえ、適切に対応していく。

口

答

6 森林・林業・木材産業の振興について

県では、矢板市と塩谷町にまたがる高原県有林 (約1,572ヘクタール)について、「森林認証」を申請した。県内では6月に鹿沼市において、市有林等 (約9,000ヘクタール)の森林認証を取得済であるが、県土の55%を森林が占める本県において、県産材の需要拡大に向けて、東京オリンピック・パラリンピック関連施設に「とちぎ材」を使用していただくための国への積極的な働きかけや関係自治体・事業者等への積極的な支援が不可欠である。そのためにも、県全体として森林認証の今後のあり方を整理するとともに、県内市町や関係事業者等と連携し、県産材の需要拡大に取り組まれたい

また、夢の素材といわれるセルロースナノファイバー (CNF) の実用化が進んでいる。植物から作られるCNFは、環境負荷が少ないうえ、鉄よりも軽くて強いといった、さまざまな特長を備え、幅広い分野で利用が見込まれている。森林資源の豊富な日本の企業にとって、原料調達が容易というメリットもある。2030年には関連市場が1兆円に達するとの予測もある中、製紙会社などが研究開発や用途開拓を加速しているため、本県の豊富な森林資源の利活用の方策として、調査研究に取り組まれたい。

さらに、直交集成板(CLT)は近年、鉄骨造等との複合工法等が研究され、木床としての利用研究が進むなど、中高層建築物等での使用が期待されるとともに、工期短縮、コスト縮減等の効果も発表され始まっている。県や市町における公共施設等総合管理計画の推進や庁舎関係の耐震化工事等今後のさまざまな需要を勘案し、関係事業者や研究機関と連携し、加工工場の誘致等も含めて調査研究に取り組まれたい。

森林認証は、市場における優位性が期待できるほか、とち ぎ材の認知度向上にもつながることから、市町と連携した研 修会の実施などにより、森林認証面積の拡大を図っていく。

CNFについては、中長期的視点に立って引き続き情報収集などに努めるとともに、CLTについては、非住宅分野等での利用拡大に向けて期待が大きいことから、本年度新たに設置した「CLT研究会」において、大学・研究機関や関係団体等とともに調査研究を進めていく。

口

答

7 介護保険制度改正に伴う対応について

新しい総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)が、2017年度から保険者である市・町へと 完全移行される。要支援者へのサービスを今年度末 までに移行、又は移行する予定であるのは7自治体 にとどまっている。

そこで、県内25市町のサービス単価等、利用者 負担の状況や進捗状況を早急に調査し、公表するこ とで、これから移行しようとしている各市町を支援 し、事業者や利用者の不安を払拭されたい。同時に 市町事業となると自治体ごとにサービス内容の量や 質が異なる可能性があるため、財政事情によって現 行のサービスが縮小し、利用者の不利益とならぬよ う、指導されたい。

また、介護職員の不足の問題については、ヘルパー研修修了者や介護福祉士有資格者など、資格はあれど重労働のため離職した例や、また、介護労働者の中には、仕事に対するやりがいを感じているものの、将来、家族を養っていくことができないといった賃金水準そのものの問題の他に、自らの仕事ぶりが賃金に反映されないことによる不満等により、仕事への意欲を喪失し離職した例も少なくない。人材の安定的確保のためには第一に賃金の引き上げが急務である。

しかしながら、昨年度から介護報酬が平均 2.27%削減になったことにより、小規模なデイサービスの経営は厳しく、撤退も目立っている。

介護職員処遇改善加算やサービス提供体制強化加算については、介護職員の配置や、研修体制等のハードルがあり、なかなかその体制整備が出来ず、未だ加算請求が出来ない事業者も存在する。キャリアアップ支援事業の強化等により加算措置を受けられるようにし、実効ある賃金アップが図られるよう支援されたい。

全体的な問題として、2014年度の本県の第1 号被保険者1人当りの介護費は、全国で最も低額の 24.5万円で、平均より2.9万円低く、要介護 認定率については、15.6%と下位から5番目と 平均より2.3ポイント低い。これらのデータにつ いて、本県での要介護認定の判断が厳しく、県民に 不利益が生じているのではないかと心配されるの で、その要因を分析・検証されたい。 新しい総合事業については、介護の質等が変わることなく 円滑な移行が進められるよう、市町職員及び地域包括支援センター職員を対象とした研修会やセミナー等を通じ、既に移行した県内市町の取組も含め、先進事例の情報提供や市町間での情報交換の場を設けている。今後とも、市町の状況に応じた適切な支援を行っていく。

また、介護事業所において介護職員処遇改善加算等による 処遇改善及び介護人材の確保が図れるよう、管理者向け職場 環境改善セミナーや個別相談会、アドバイザー派遣を実施す るなど、加算の要件を満たすためのキャリアパス構築等の支 援に努めていく。

要介護認定については、公平性・客観性の観点から全国統一の基準が用いられ、コンピューターによる一次判定と介護認定審査会による二次判定の二段階で行われているが、本県の要介護認定の状況は、二次判定において一次判定よりも要介護状態等区分を重度に変更した割合は全国平均より高く、軽度に変更した割合は全国平均より低い状況にある。

今後とも、適正な認定業務が行われるよう、市町を支援していく。

○介護人材緊急確保対策事業費

5, 469

口

答

8 障がい者差別解消の推進について

本年4月、栃木県障害者差別解消推進条例が施行され、6月には条例に基づく「県障害者差別解消推進委員会」が設置された。同委員会は本県の実態に即し、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体的事例を盛り込んだ障害者差別対応指針の策定に意見を述べるなどとしている。そのような中、条例施行後の4か月間で行政や医療、交通機関等利用に際し、差別的取り扱いが問われる相談が14件寄せられている。

よって、早急に指針を策定するとともに、その指針の周知・啓発を図ること。なお、指針がサービス提供側の不当な差別的取り扱いにならない理由付け、免罪符とならないよう理解促進に努めること。

障害者差別対応指針については、栃木県障害者差別解消推 進委員会における議論に加え、障害者団体、事業者団体とも 幅広く意見交換を行うことにより、策定過程を通じて障害者 差別解消に関する理解促進や機運醸成を図りながら、本年度 内に策定することとしている。

また、あらゆる機会を通じ、障害者団体等との一層の連携に努めながら、効果的な普及啓発を行っていく。

9 保育所等待機児童対策について

全国的な課題とされる保育所等待機児童対策については、本県としても「とちぎ創生15戦略」における保育サービスの充実による子ども・子育て支援によって、2020年待機児童"0"とした評価指標を掲げ取り組んでいる。昨年10月時点での県内待機児童数614人の解消に向け、保育所・認定こども園の新設や施設の定員変更など合計2,000人を超える受入れ枠拡大を市町と連携し積極的に行ってきた。

しかし、保育認定の要件緩和や低年齢児の保育ニーズの高まり、保育人材の確保が困難な状況から本年4月現在、10市町で計155人が待機児童となっている。宇都宮市・小山市が大幅に待機児童数を減らす一方、それまで報告のなかった佐野市・大田原市・さくら市で新たに待機児童が発生している。

保育人材の確保に関しては今年度から県と宇都宮市で共同し、県社会福祉協議会内にとちぎ保育士・保育所支援センターを設置して就職相談、職業紹介等を行うこととした。また、修学資金貸付等事業や保育士試験の開催回数拡大、保育士等配置基準の要件弾力化も図っている。

特に、保育人材に対する処遇が未だ全産業平均より大幅に下回る状況を踏まえ、県としても改善に向け更に支援を図ること。

保育士の処遇については、国における施策として、平成26年度以降の約7%相当の処遇改善に加え、平成29年度からさらに2%相当の改善を行うこととされているが、更なる改善について全国知事会等を通して国に要望していく。

とちぎ保育士・保育所支援センターでは、保育士の確保を 中心に事業を展開しているが、小学校教諭等の資格保有者の 保育所等への就職相談にも対応することとしている。なお、 潜在保育士の再就職支援事業等の貸付については、国庫補助 の対象要件が保育士に限定されていることから、国の動向を 注視していく。

また、待機児童数については、今後国において待機児童の 定義の見直しを検討する予定と聞いており、県としても適切 に対応していく。

○保育人材確保推進事業費

263, 732

口

答

また、配置基準の要件弾力化により小学校教諭等の資格保有者の従事が可能となったことから、これらの資格保有者への就職相談・職業相談も支援センターを通じ行えるよう柔軟に対応されたい。さらに、保育人材確保推進事業における「未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業」や「潜在保育士の再就職支援事業」も活用できるよう検討すること。

なお、来年度以降の保育所等利用待機児童数の調査にあたっては、「潜在・隠れ待機児童」と言われる実態の把握にも努められたい。

10 子どもの貧困対策について

(1) 年々、子どもの貧困が大きな社会問題となってきている。教育現場においても学校を貧困対策のプラットホームとして、福祉関連機関との連携により福祉的支援につなげ、子どもの可能性に焦点を当て、子どもの最善の利益や自己決定を最優先し、寄り添った支援をする上で、スクールソーシャルワーカーの役割は大きい。すでに各教育事務所において配置はされているが、圧倒的に人数が少ないので、早期に増員されるよう努められたい。また、スクールソーシャルワーカーの特性や職務内容に対して、教員の理解を深め、より効果ある連携活用に努められたい。

スクールソーシャルワーカーについては、本年度、通常の 勤務日、勤務時間以外においても随時対応できる体制を整備 し、緊急のケース会議や家庭訪問等を行っているところであ る。今後も、国の動向等を注視しながら、きめ細かな支援が できるよう人材の確保等について研究していく。

また、スクールソーシャルワーカーと教職員との効果的な 連携を図るため、スクールソーシャルワーカーの特性や職務 内容について、各種研修会の実施やガイドブックの作成等を 通して教職員への周知に努めていく。

(2) 要支援児童放課後応援事業は、今年度は3年間のモデル事業の最終年度となる。実施3市3箇所の効果や改善点の検証は進んでいるものと考える。社会的養護の立場から、安心できる生活環境を取り戻すことができるよう、今年度後半から準備を行い、来年度当初からさらに実施箇所を増設するなど、拡大発展した事業になるよう努められたい。

現在、3市でモデル事業として実施している要支援児童放課後応援事業は、ネグレクト等の虐待の未然防止や、将来的な虐待の世代間連鎖の防止にも資する取組であることから、現在進めている事業の検証を踏まえ、今後の事業のあり方等について検討を行い、市町における円滑な事業の実施につなげていく。

答

要望事項

口

(3) 子どもにとって、高校に入学し、卒業するというハードルを越えることは、社会に出た時、将来を見据えた生涯設計が描きやすくなる。本県では、生活困窮者自立支援事業における学習支援事業を全市町で実施しているが、学習支援の場を見ると一人ひとり学習の取り組み姿勢や習熟度が違っていたり、発達障害等のため集団で受けることができない子どももいる。有効な方法として、マンツーマンでの指導も取り入れられたい。また、学習支援の場所まで住んでいる場所が遠い子どもの家庭にとっては交通費が負担になっているので、交通費に対する支援あるいは送迎対応についても検討されたい。

学習支援事業については、個別指導形式により子どもたち の学年や習熟度に合わせた支援を行っている。

また、子どもたちの送迎については、県実施分であるすべての町で取り組んでいるところである。

今後とも、定期的に開催している連絡調整会議や研修等に おいて、各市町と情報共有を図りながら、子どもたちの習熟 度に配慮した学習支援等に努めていく。

11 生活困窮者支援について

生活困窮者自立支援事業の中でも、一時生活支援 事業はまだ行われていない。住居のない生活困窮者 (ホームレス)対応ということが第一義のようだ が、今、若者の家族との断絶や社会からの孤立によ り、住むところを失い、相談するところさえもわか らず、どうにもならなくなってから相談窓口に辿り 着くことが増えている。居場所を失った若者や、精 神的な落ち着きを取り戻すまでの期間、一時生活支 援事業を活用し、一時的に生活できる居場所があれ ば若者の社会復帰や自立への支援が継続的に見守り の中でできる。行くところがなければ社会漂流から 生活困窮、さらに貧困に陥ってしまうことは目に見 えている。そのようにならないためにも、現状を踏 まえた隙間を埋める必要な支援策が実施できるよう 早急に努められたい。

生活困窮者自立支援事業がスタートして約1年が経過した ところであるが、これまで、失業等を機に定まった住居を喪 失した若者からの相談も複数寄せられていることから、今 後、県内における実態把握に努めていく。

口

答

12 とちぎの活力向上に向けた産業振興について

今年度は5か年計画「とちぎ産業成長戦略」の初年度であり、具体的な取り組みとして5つの重点プロジェクトが示された。各プロジェクトの戦略的な推進により、本県産業の更なる振興に向けての課題の克服と着実な成長を大いに期待するところであるが、特にその基盤となる中小企業・小規模企業の活性化と産業人材の確保・育成についての施策展開は、最重要テーマであると考える。

そこで、昨年の「栃木県中小企業・小規模企業の 振興に関する条例」制定も踏まえ、企業の創業や持 続的な発展に向けた成長段階に応じた支援、社会情 勢や取り巻く環境等の変化に対応した新分野展開支 援、さらには地域資源を活用した産業振興支援等、 あらゆる分野・段階における、より切れ目のない支 援策の着実な展開と拡充を図るために、企業ヒアリ ング調査や要望等で明らかになった課題の具体的施 策化を推進すること。

あわせて、企業の経営力向上のために必要な人材 確保や特に本県の強みである「ものづくり」産業を 支える技能者の体系的育成等の若者対策としての施 策、さらには、企業における女性の活躍やワークラ イフバランスの考え方のもと仕事と家庭の両立がで きる職場環境の構築や、障がい者や高齢者等の就労 支援等、誰もがやりがいを持って働くことのできる 雇用・労働施策を一層推進すること。

本年4月に経営支援課内に設置した「中小・小規模企業支援室」を中心に、市町、商工団体や金融機関等による「とちぎ地域企業応援ネットワーク」を構築したところであり、企業の創業から成長、事業承継までの各段階における課題に対応した切れ目のない支援を実施していく。

また、創意ある新たな事業活動に取り組む企業の経営革新 や、とちぎならではの地域資源を活用した商品開発を支援す るとともに、サービス産業の生産性向上、ネットビジネスへ の新規参入を含む情報通信技術の活用などを促進していく。

産業人材の確保・育成については、産業技術専門校において、在職者や新規学卒者を対象とした専門的な訓練を行い、本県基幹産業を担う若年技能者等の養成に取り組んでいく。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 を支援するとともに、仕事と家庭の両立応援宣言企業普及事 業等により、職場環境の整備に取り組んでいく。

さらに、栃木労働局等の関係機関と連携し、「とちぎジョブモール」での総合相談や求人企業合同面接会などを実施することにより、様々な人材の就労を支援していく。

○先端ものづくり産業支援技術力強化事業費 51,797

○技能五輪・アビリンピック開催事業費 6,000

口

答

13 観光政策の推進と「とちまるショップ」のあり 方について

今年度を初年度とする「とちぎ観光立県戦略」に 基づき、「本物の出会い 栃木」のコンセプトに沿 うよう、市町等との連携をはじめとするオール栃木 体制によるホスピタリティの一層の向上を図るとと もに、地域資源・伝統工芸・ご当地グルメ等の有効 な活用による地域活性化を促進し、全県的な周遊性 ・回遊性に富み、入込客の滞在時間をより確保でき るよう、「本物の出会い 栃木パスポート事業」の 更なる活用を含め、環境整備を推進すること。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2022年に本県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に先立ち、2018年にはJRグループと地域が協働で取り組むデスティネーションキャンペーンが予定されたほか、国の国立公園満喫プロジェクトにおいて日光国立公園がモデル公園に選定され、また、「山の日」記念全国大会が来年那須町で開催されることが決まっていることから、「とちぎ元気発信プラン」に位置付けられた「とちぎブランド・デザイン」に基づく諸施策との連携も図りながら、より戦略的な観光キャンペーンや誘客プロモーション等を積極的に展開すること。

また、2017年に契約更新期を控えた「とちまるショップ」については、期待される売り上げ・集客と情報発信の機能をより効果的に両立・向上させる観点から、今後は、県産品やご当地グルメ等の提供を行うことにより大きな成果が見込めると考えられるため、その実現に向けて努められたい。なお、更なる機能の拡充を目指し、他店舗での展開も視野に入れた検討にも着手されたい。

本年7月に「とちぎのおもてなし向上検討会議」を設置 し、おもてなし向上運動の方向性等について検討しており、 この会議での意見等を踏まえながら、オールとちぎでおもて なしの向上を図っていく。

また、本県の多彩な地域資源を活用し、新たな魅力の創出 に努めるとともに、周遊パスポートなどの取組を展開しなが ら、観光客の滞在時間延長を促進していく。

さらに、とちぎブランド推進の方向性を踏まえながら、国立公園満喫プロジェクトや第2回「山の日」記念全国大会に向けた取組を進めるとともに、「とちぎ観光立県戦略」に基づきデスティネーションキャンペーンを積極的に展開するなど、相乗効果を発揮させながら戦略的な観光誘客を推進していく。

「とちまるショップ」については、平成29年6月からの5年間、現在地において運営を継続していくことについて、共同設置者である市町の理解を得られたところである。今後とも、市町と連携し、イベントスペースのイートイン兼用化などの機能充実も図りながら、県産品やご当地グルメなど魅力ある食の提供等を通して、栃木の魅力を全国に発信していく。

○デスティネーションキャンペーン推進事業費 84,288

○「山の日」記念全国大会推進事業費 30,000

口

答

14 とちぎ農産物輸出戦略の推進について

少子高齢化や人口減少等により、農産物の国内需要の減少が見込まれる中、「稼げる農業」を実現するためには、海外における県産農産物の継続的な販路拡大を図るとともに、県内の生産供給体制を確立する必要がある。本格輸出を実現するためには、輸送コストの縮減や輸出に対応した産地の育成等が不可欠である。

本県では、2016年度から5年間における農産物輸出額拡大に向けた「とちぎ農産物輸出戦略」を策定し、2020年度の輸出目標額を3億円としている。目標達成に向けては6つの輸出拡大戦略を掲げており、その具体的な対応は確実に効果を発揮しており、2015年度末の本県農産物輸出実績では、初めて1億円を超える、1.33億円の実績を叩き出し前年度比140%の実績となった。牛肉のシンガポール輸出の開始、にっこりのマレーシアでの輸出本格化等着実に歩みを進めており、今後もジェトロ栃木貿易情報センター等との連携により、積極的な市場展開を図られたい。

また、さつきの輸出が好調であるので、花卉類に ついても更なる輸出拡大を促進されたい。 「とちぎ農産物輸出戦略」に基づき、本年6月、県、市町、農業団体、ジェトロ栃木貿易情報センター、輸出企業等を構成員として「とちぎ農産物輸出促進会議」を設立した。この会議を核として、戦略に掲げる目標の早期達成に向け、経済成長が続く東南アジア市場を中心に、オール栃木体制で輸出の取組を促進していく。

また、さつきを含む花卉類については、昨年度の県産農産 物輸出額の約3割を占める重要な品目であることから、更な る輸出拡大を目指していく。

口

答

15 社会資本整備等の推進について

本県においては2014年4月に施行された「災害に強いとちぎづくり条例」に沿って、昨年9月に発生した関東・東北豪雨災害等の対応を行い、一定の成果を残したところである。しかし、現在でも復旧事業が継続中であり、県民の不安解消には至っていない。県民の安全で安心な生活を維持していくために、防災・減災の観点を重視した道路・河川・橋梁等の整備を推進すること。特に浸水対策事業、河川の土砂除去等の早急な対応を望むところである。

一方、耐震診断が義務化された、不特定多数の人々が利用する大規模建築物等の耐震改修については、県当初予算において補助制度が創設されたところであるが、早期着手・早期完了に向けて促進されたい。

また、公共施設等総合管理計画の策定が進む中、 道路・河川等の公共インフラや庁舎・学校等の公共 施設の老朽化の現状・利用状況を的確に把握し、中 長期的な維持管理費も踏まえた上で、今後の公共施 設等の適正管理について、予算対応も含め全庁的立 場からの対応に取り組まれたい。

平成27年9月関東・東北豪雨や本年4月の熊本地震等を踏まえ、突発的な災害発生に対して万全を期す必要があることから、災害発生を未然に防ぐための河川堤防整備等の防災対策のほか、災害発生時における被害を低減するための減災ネットワーク道路や避難所周辺道路の整備・保全、河川の堆積土除去等の減災対策についても、積極的に取り組んでいく。

また、県民の安全・安心を確保するため、関係市町と連携を図りながら、対象建築物の早期の耐震化に努めていく。

さらに、本年度中に策定予定の公共施設等総合管理計画に おいて、すべての公共施設等の老朽化の現状や中長期的な維 持更新費用の見通し等を踏まえ、基本的な管理方針を定める こととしている。この計画に基づき、全庁的な組織である県 有財産総合利活用推進会議を活用し、公共施設等の適正管理 に取り組んでいく。

○公共事業費(補助) (県土整備部) 10,616,680

○緊急防災·減災対策事業費 1,500,000

○公共事業関連調査費 200,000

ゼロ県債(県単土木事業費) 《2,000,000》

○流域下水道建設事業費(特別会計) 106,000

口

答

16 LRT整備に対する対応について

宇都宮市と芳賀町が進めている「LRT整備事業」については、現在、都市計画決定の手続きがなされ、軌道運送高度化実施計画の国への認定申請が行われており、先日、運輸審議会における公聴会が宇都宮市で行われた。運輸審議会委員からは、①平石地区ルート変更に伴う地元住民への合意形成について、②需要予測の妥当性の根拠について、③交通結節「トランジットセンター」の整備方針等について質疑が相次いだ。宇都宮市長はこれら質問事項に対する答弁とともに、真の地方創生のモデルとして「LRTを中心とした公共交通ネットワークの形成」を目指すとしており、総費用458億円については、身の丈に合った公共投資であり、全体一般財源の1%程度のものなので、財政負担的には問題ないとの発言であった。

これまでの本事業に対する当会派の見解は、県民・市民合意の得られていない本事業の妥当性や採算性等の懸念を指摘するとともに、大型公共事業である本事業が将来赤字にならないか等の疑問がある以上、賛成できないとの姿勢を貫いてきた。

したがって、LRT整備事業については、宇都宮 市や芳賀町に対し「住民合意」を得る手続きを行う よう強く求めるとともに、宇都宮市が進める「ネッ トワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」につい て、本県のまちづくりや公共交通ビジョンに合致し ているのか、また、実現可能性や費用対効果も検証 し、LRT整備事業以外の現実的な手法がないかも 含めて、宇都宮市に対し助言・指導されたい。 宇都宮市と芳賀町が進めているLRT計画は、これまで住民等への説明や議会等における様々な議論を行った上で策定されたものと受け止めており、これを経て都市計画決定がなされたと聞いている。

また、両市町においては、今後とも住民等への丁寧な説明を行っていくとしており、引き続き理解促進に努めていくものと認識している。

宇都宮市が進める「ネットワーク型コンパクトシティ形成 ビジョン」については、これからの人口減少・超高齢社会に おいて「とちぎの道路・交通ビジョン」などにより県が進め ようとしているまちづくりや交通ネットワークの考え方に合 致するものと考えている。

LRT計画の具体的な内容については、軌道運送高度化実施計画の認定や工事の施行認可に当たって国が審査することとなっており、こうした審査結果等について注視していく。

口

答

17 きめ細かな教育環境の整備・充実について

少人数学級の推進について、小学校第1・2学年における35人以下学級の維持及び小学校第3学年以降における35人以下学級の実現に関し、引き続き国に対し強く働きかけていくとともに、本県独自の少人数学級の実現について取り組まれたい。

また、通級による指導に対応する加配教員については、通級による指導を必要とする児童生徒が概ね10人以上在籍する学校を目安に配置されているところである。小規模校で配置に必要な人数を満たさない場合には、現在、加配教員の巡回による指導が認められてはいるものの、今後は非常勤講師の配置などさらに地域の事情を考慮した教員の配置を図られたい。

18 主権者教育と投票参加への取り組みについて

すべての選挙(国政、地方)及び憲法改正の国民 投票において、投票年齢が18歳以上へと引き下げ られることとなり、本年7月10日投開票の参議院 選挙は執り行われた。総務省は先般、参院選(選挙 区選)の18歳・19歳の投票率に関する調査結果 を公表したが、18歳は51.17%、19歳は 39.66%で、18歳と19歳を合わせた投票率 は45.45%となり、全体の確定投票率 54.70%に比べて、9.25ポイント下回る結 果となった。特に就職や大学進学の時期を迎える 19歳の投票率が低かった。

この結果を受け、改めて主権者教育の必要性が認識されることとなった。これまでの学校教育における政治教育の多くが、「受験」を意識した知識偏重、暗記中心だった点を見直し、「議会制民主主義」など民主主義の意義、政策形成過程や選挙制度の仕組みなどの理解に加え、生徒が自らの判断で権利を行使することができるよう、実際の政治的事象も取り扱い、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要である。

子どもの頃から社会課題について考える機会を設け、主権者としての意識を高めていくことができるよう、取り組まれたい。

これまで、中学校全学年に加え、小学校第1・2学年においても、35人以下学級を実施してきたところであるが、小学校第3学年以降の35人以下学級の実施については、今後も国に対し教職員定数改善計画の策定及び義務教育標準法の改正を要望していくとともに、本県独自の少人数学級のあり方についても、引き続き検討していく。

また、通級による指導に対応する国からの加配教員については、市町教育委員会の意見も踏まえ、地域の事情を考慮した配置に努めているところであり、今後とも、国に対して加配教員の増を要望するとともに、引き続き効果的な教員の配置に努めていく。

これからの社会を担う若者には、主権者として社会の中で 自立し、他者と連携・協働しながら、主体的に地域や社会の 課題を解決することのできる力が求められている。

そのため、学校教育全体を通して、論理的思考力や合意形成を図る力等を育成するとともに、生徒会活動等における生徒の主体的な活動や、公民科などの教科の中で現実社会の課題について探究する学習活動を積極的に推進していく。

また、学校・家庭・地域の連携を図りながら、地域資源を活用した体験活動や地域行事などに主体的に関わる機会を創出し、地域社会の一員としての意識と主権者としての自覚を 高めていく。

さらに、学校での選挙出前授業や模擬投票を積極的に実施 し、民主主義の意義や選挙制度の仕組みなどの理解促進を図 るとともに、生徒たちによる実際の選挙時における啓発活動 や投票事務への参加体験など、選挙に対する関心を高める取 組を市町選挙管理委員会と連携して進めていく。

口

答

19 交通事故抑止対策について

上半期の交通事故発生件数については、 2,679件(前年比▲363件)、死者数46人 (前年比▲2人)、負傷者数3,325人(前年比 ▲463人)と前年より減少しているものの、四輪 乗車中の死者は22人で、シートベルト非着用が 14人(運転席12人、後部席2人)となる中、7 人はシートベルトを正しく着用していれば生存の可 能性があったと聞いている。

また、全体死者数では、依然として高齢者が半数 を占める状況が続いており、運転者から見て右側か ら道路横断中の歩行者がはねられる死亡事故も相次 いでいる。

今後、死亡事故原因の周知を通じシートベルト着 用の啓発・取締りの強化を図るとともに、本年5月 から取り組んでいる高齢者との対話を通じた事故防 止活動の拡大、危険な速度違反者に対する取締りを 強化するなどして、死亡事故の抑止に努めること。

また、「ポケモンGO」などの携帯アプリゲームを自動車・自転車の運転中や歩きながら操作する、いわゆる"ながらスマホ"は重大事故につながるおそれがあることから、啓発・取締りを強化すること。

上半期の交通死亡事故の発生状況を踏まえ、シートベルト 非着用による重大事故が発生した際は、シートベルト着用の 徹底を図るため「「カチッ」と安全安心の日」を設定し、広 報啓発活動や取締りなどの集中対策を講じる取組を開始し た。

また、高齢者の交通事故防止を図るため、本年5月に「高齢者交通安全教育隊」を発足させ、街頭での交通安全指導に努めているところであり、その効果的な運用を図っていく。

さらに、交通事故状況の分析を不断に行い、県民に対し、 自動車・自転車運転中の携帯電話使用等の危険性も含め、積 極的に交通安全情報を提供していくとともに、交通事故抑止 に資する取締りを推進していく。

○交通死亡事故緊急抑止対策費

62,909